



事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部参事兼小中学校人事課長

職務に専念する義務の特例について（通知）

職務に専念する義務の特例につきましては、各市町村教育委員会において適切に御対応いただいているところですが、県立学校人事課長より別添写し（令和 5 年 3 月 3 1 日付け教県第 9 9 1 号）のとおり、県立学校長宛て通知しました。

つきましては、貴管内県費負担教職員につきましても、県立学校教職員と同様の取扱いとなりますよう御配慮をお願いいたします。

担当：人事・学事・働き方改革担当 橋本
電話：048-830-6937



教 県 第 9 9 1 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

職務に専念する義務の特例について（通知）

下記事項について、「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年人事委員会規則12-2）」第2条第13号の規定に基づき、職務専念義務免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、令和5年3月16日付けで承認がありました。

つきましては、令和3年2月1日付け教県第777号「職務に専念する義務の特例について（通知）」の別紙1～4を改正したので、所属教職員がその対象となる場合は十分御配慮ください。

また、勤続10年並びに勤続20年、勤続30年及び勤続40年経過した教職員の職務に専念する義務免除については、令和4年度までの再任用職員としての在職期間及び令和5年度以降の暫定再任用職員としての在職期間においても適用することとしましたので、併せて適切に御対応ください。

記

＊ 特例事項

勤続40年に達した教職員が心身のリフレッシュを図る場合の職務に専念する義務の免除については、連続する5日の範囲内（週休日等を除く。）とする。ただし、職務の繁忙などの特別な事情により連続する5日間の承認を受けることが難しいと認められる場合には、連続する2日（1回目）及び3日（2回目）の2回に分けて承認を受けることができる。

担 当 県立学校人事課
学事・働き方改革担当 榎本
電 話 048-830-6735

別紙 1

勤続 10 年に達した教職員の職務専念義務免除について

令和 3 年 2 月 1 日
埼玉県教育委員会教育長決裁
令和 5 年 3 月 31 日一部改正

1 趣 旨

近年の社会環境や職場の勤務環境の急激な変化を考え、埼玉県に採用後 10 年間継続勤務した教職員を対象に、任命権者として一定期間職務専念義務を免除することにより公務から解放し、心身のリフレッシュを図るとともに健康の保持増進、自己啓発等を行うための機会を確保し、勤労意欲の一層の向上を期するものである。

2 対象教職員及び事由

各年の 4 月 1 日現在において、勤続 10 年を経過した教職員が心身のリフレッシュを図る場合。（年数の計算については、別紙 4 を参照のこと。）

3 日 数

連続する 2 日の範囲内。ただし、週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日を除く。

なお、この 2 日間に引き続き年次休暇を利用することにより、連続した長期の休養がとれるよう配慮するものとする。

4 有効期間

勤続 10 年に達した翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし、特別な事情（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の影響を含む。）がある場合は 1 年間の延長を認めるものとする。

5 手 続

このことについて、教職員（校長を除く。）から職務専念義務免除の願い出があった場合、その承認は校長が専決すること。

また、校長については、教育長あて職務専念義務免除願を電子データにより提出し、その承認を受けること。（県立学校人事課学事担当扱い）

なお、教職員からの申請については最大限尊重するものとする。

6 適用時期

令和5年3月末現在において勤続10年に達した教職員から適用する。

別紙 2

勤続 20 年、勤続 30 年及び勤続 40 年に 達した教職員の職務専念義務免除について

令和 3 年 2 月 1 日

埼玉県教育委員会教育長決裁

令和 5 年 3 月 31 日一部改正

1 趣 旨

勤続 20 年以上の長期勤続教職員の大部分は、各学校において中心的な役割を果たしているため、連続した長期の休暇が取りにくく、長期にわたって休養することが難しい状況にある。

そこで、疲労の蓄積が著しいと考えられる長期勤続教職員に対して、勤続 20 年、勤続 30 年及び勤続 40 年に達した時点で、任命権者として一定期間職務専念義務を免除することにより公務から解放し、心身のリフレッシュを図るとともに健康の保持促進、自己啓発等を行うための機会を確保し、勤労意欲の一層の向上を期するものである。

2 対象教職員及び事由

各年の 3 月末現在において、勤続 20 年、勤続 30 年及び勤続 40 年に達した教職員が心身のリフレッシュを図る場合。（年数の計算については、別紙 4 を参照のこと。）

3 日 数

- (1) 勤続 20 年に達した教職員が心身のリフレッシュを図る場合の職務に専念する義務の免除については、連続する 3 日の範囲内（週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休日（以下「週休日等」という。）を除く。）とする。ただし、職務の繁忙などの特別な事情により連続する 3 日間の承認を受けることが難しいと認められる場合には、連続する 2 日（1 回目）及び 1 日（2 回目）の 2 回に分けて承認を受けることができる。

- (2) 勤続30年及び勤続40年に達した教職員が心身のリフレッシュを図る場合の職務に専念する義務の免除については、連続する5日の範囲内（週休日等を除く。）とする。ただし、職務の繁忙などの特別な事情により連続する5日間の承認を受けることが難しいと認められる場合には、連続する2日及び3日の2回に分けて承認を受けることができる。

これらの職務専念義務の免除については週休日等に連続することを原則とし、併せて引き続き年次休暇の使用を奨励するものとする。

4 有効期間

勤続20年、勤続30年及び勤続40年に達した年度の翌年度の4月1日から3月31日まで。ただし、特別な事情（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の影響を含む。）がある場合は1年間の延長を認めるものとする。

5 手 続

このことについて、教職員（校長を除く。）から職務専念義務免除の願い出があった場合、その承認は校長が専決する。校長あての報告書（別紙3）は当面の間、提出を不要とする。

また、校長については、教育長あて職務専念義務免除願を電子データにより提出し、その承認を受けること。（県立学校人事課学事担当扱い）

なお、教職員からの申請については最大限尊重するものとする。

6 適用時期

令和5年3月末現在において勤続20年、勤続30年及び勤続40年に達した教職員から適用する。

埼玉県立

学校長 様

長期勤続職員の職務専念義務免除等に関する報告書

職・氏名 _____

1 勤続種類 20年勤続 30年勤続 40年勤続

2 期 間 _____ 日間 (令和 年 月 日 ()) ~

令和 年 月 日 ())

*内訳 (職専免 日、年休 日、夏休 日、その他 日)

3 内 容

.....

.....

.....

.....

別紙 4

勤続年数及び職専免取得の有効期間の計算について

1 勤続年数の計算

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員としての在職期間

「職員の定年等に関する条例」で定める定年前再任用短時間勤務が適用される教職員、及び「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」の附則で定める暫定再任用が適用される教職員としての在職期間は、1週間の勤務時間を38.75で除して得た換算率により換算した期間を通算する。

なお、令和4年度までの再任用職員としての在職期間についても、同様の取扱いとする。

(2) 臨時的任用教職員としての在職期間

本採用前の臨時的任用教職員としての在職期間は、通算する。

(3) 会計年度任用職員（非常勤の教職員）として任用されていた期間

会計年度任用職員（非常勤の教職員）として任用されていた期間は、原則として通算しない。ただし、本県の県費支弁の非常勤職員として任用されていた期間については、次のア又はイにより換算して得た期間を通算する。

ア 常勤職員と同等の勤務態様の非常勤の学校職員として任用されていた期間（非常勤講師にあつては、1週間の授業時数が13時間以上である期間）→2/2

イ ア以外の非常勤職員として任用されていた期間 →1/2

(4) 中途に退職した場合

中途で退職した期間がある場合は、その期間を除き、前後の実勤務年月を通算する。

(5) 育児休業等の取扱い

勤続期間に育児休業、病気休暇等で職務に従事していない期間がある場合は、すべて勤続年数に含める。

(6) 端数の取扱い

1月未満の端数は、1月に切り上げること。

(7) 他の任命権者等の発令による職員であった期間

学校職員以外の県教育委員会の任命に係る職員、知事部局等本県職員、国、本県以外の地方公共団体の職員、他県の公立学校の職員及び国・私立学校の職員であった期間についても上記（1）から（5）により通算すること。

2 職専免取得の有効期間

(1) 対象年度に育児休業、病気休暇等で職務に従事しない職員の取扱い

対象年度に職務に従事していなかった期間を「調整期間」とすると、

ア 対象年度内に職場に復帰した場合

翌年度の4月1日を起算日とする調整期間を加えた期間を有効期間とする。

イ 対象年度の翌年度に職場に復帰した場合

復帰した日を起算日とする調整期間を有効期間とする。

※ただし、停職及び起訴休職期間は調整期間には含めない。

(2) 職専免取得の有効期間の例

例1 平成25年4月1日に採用された職員が、令和5年5月1日から令和5年12月31日まで育児休業を取得していた場合

- ・令和5年3月31日で採用後10年経過。
- ・平成5年4月1日から令和6年3月31日までが本来の有効期間だが、その間に8ヶ月間職務に従事していなかったため、令和4年4月1日から令和6年11月30日まで有効期間が延長となる。

例2 平成25年4月1日に採用された職員が令和4年12月1日から令和6年3月31日まで育児休業を取得した場合

- ・令和5年3月31日で採用後10年経過。
- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までが本来の有効期間だが、その間に16か月間職務に従事しないので、職場復帰する令和6年4月1日から16か月後の令和7年7月31日まで有効期間が延長となる。

※勤続20年、30年及び40年の場合も、例1及び例2に準じる。